

**「環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進」の取組
に関連した条例規則等の見直しについて(案)**

1 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年12月)

化学物質の適正管理(第9章)

第1節(第92~94条)

(化学物質の適正管理)

事業者の努力義務

指針の制定・公表等

- ・事業者に対する化学物質の適正管理の努力義務
- ・適正管理を支援するための化学物質の適正管理に関する指針を市が策定・公表
(当該指針において「**管理対象物質**」を定めている)
- ・事業者に対する情報提供

第2節(第95・96条)

(化学物質の適正管理に関する措置)

指導、助言、勧告

- ・事業者に対する指導、助言、勧告に係る規定

第3節(第97条)

(特定化学物質の排出管理)

特定化学物質

- ・環境への負荷の低減のため、規則で定める「**特定化学物質**」の管理状況、取扱状況、排出量及び移動量等の報告を求めることができる。
- ・必要と認める場合は、排出量の推計。環境の状況の調査・公表

見直し対象: 「**特定化学物質**」、 「**管理対象物質**」

2 特定化学物質について

第97条(特定化学物質の排出管理)

特定化学物質

市長は、環境への配慮が特に必要と認められる事業所で規則で定める事業所を設置する者から、地域における公害の防止その他の環境への負荷の低減のため、規則で定める化学物質(以下「特定化学物質」という。)に係る管理状況、取扱状況、排出量及び移動量その他の規則で定める事項について、報告を求めることができる。

2 市長は、化学物質による環境の保全上の支障を防止するため、必要と認める特定化学物質について、前項の報告等に基づき市内における排出量を推計し、これを公表するものとする。

3 市長は、前項の必要と認める特定化学物質について、環境の状況を調査し、これを公表するものとする。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

第79条(特定化学物質の排出管理)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則

第79条(特定化学物質の排出管理)

条例第97条第1項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所(常時使用する従業員の数が20人以下の事業所を除く。)とする。

- 2 条例第97条第1項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。
～略～

特定化学物質

- 3 条例第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 特定化学物質の管理状況(条例第92条各号に掲げる事項に限る。)
 - (2) 特定化学物質の取扱状況
 - ・
 - ・

「特定化学物質」

規則で定める化学物質

環境負荷の低減のため管理状況等の報告を求めることができる。必要と認める場合は、排出量の推計、環境の状況を調査、公表

3 管理対象物質について

「化学物質の適正管理に関する指針」

平成29年川崎市
告示第86号

* 指針では、(原則として)全ての化学物質を対象

- 1 管理体制の整備
 - 2 情報の収集及び整理
 - 3 受入れ、保管、使用、排出及び廃棄の量及び方法の把握
 - 4 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器等の使用
 - 5 適正な処理技術等の導入及び維持管理
 - 6 自主管理目標の設定等
- 等

管理対象物質

・化学物質のうち、有害性、危険性及び地球環境への影響の観点等から、環境安全上特に注意を要する物質

【管理対象物質を取り扱う事業者】

- ・自主管理目標の設定。目標を達成するための実施計画を策定すること。
- ・実施計画の達成状況について毎年確認をし、自己評価を行うこと。
- ・自己評価に基づき実施計画の見直しを行うこと。 等

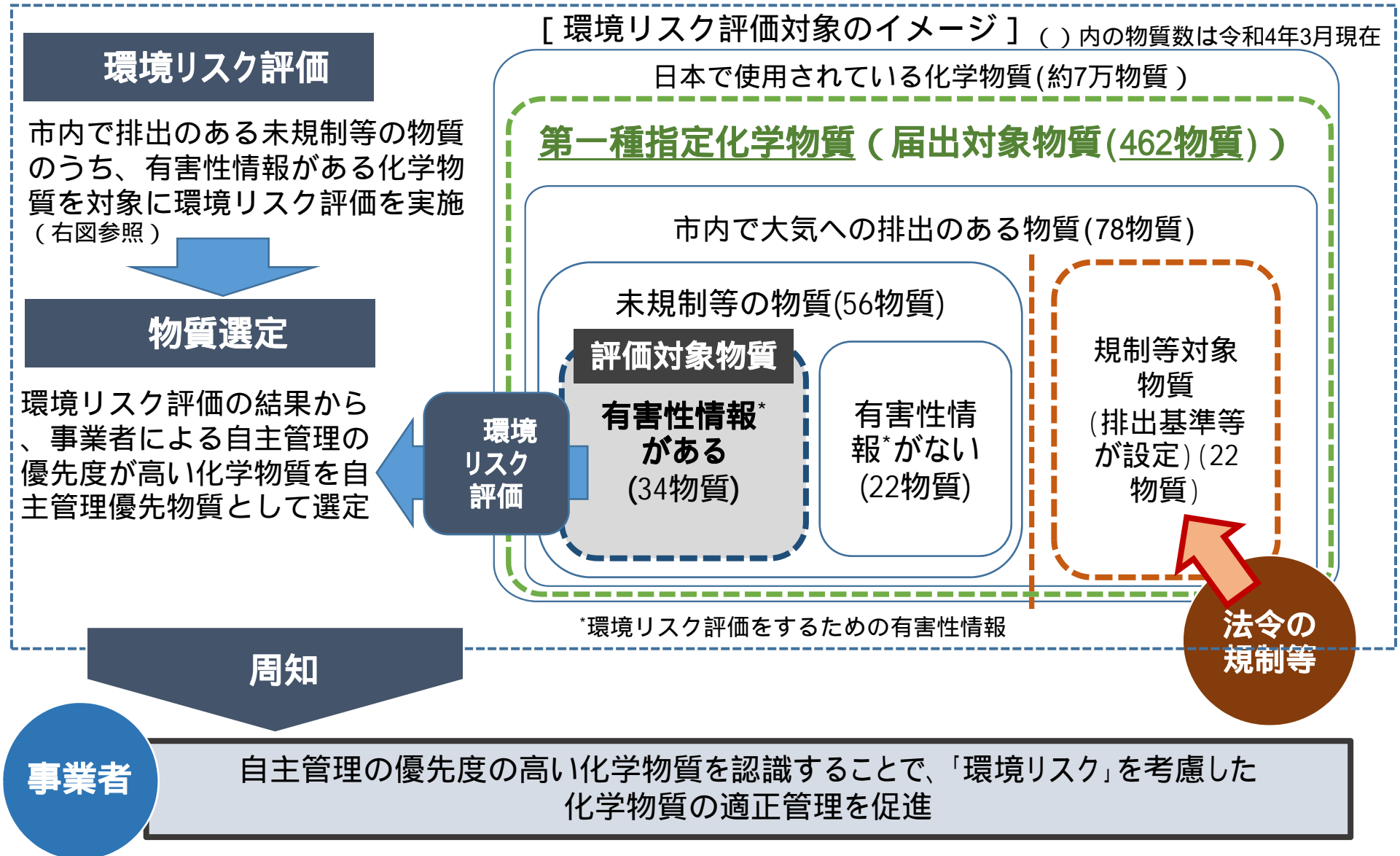
4 特定化学物質及び管理対象物質について

特定化学物質及び管理対象物質(以下、特定化学物質等という。)に定められている物質は、同じ物質で65物質
PRTR制度*(パイロット事業)の対象物質(178物質(H9))等の中から、市内における取扱量等を鑑み物質を選定

*化学物質の排出量等に関する情報を市を經由して国が1年ごとに集計し、公表する制度

- (1) 亜鉛の水溶性化合物、(2) アクリルアミド、(3) アクリル酸、(4) アクリル酸エチル、(5) アクリロニトリル、
- (6) アジピン酸ビス(2 エチルヘキシル)、(7) 2 アミノエタノール、(8) アリルアルコール、(9) アルシン、
- (10) アンチモン及びその化合物、(11) イソプレン、(12) 4、4 イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)、
- (13) エチルベンゼン、(14) エチレンオキシド、(15) エチレングリコールモノエチルエーテル、(16) エピクロロヒドリン、
- (17) 1、2 エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)、(18) 塩化水素、(19) 塩化チタン、(20) 塩化パラフィン、
- (21) 塩素、(22) キシレン、(23) クロム及び三価クロム化合物、(24) 六価クロム化合物、
- (25) クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、(26) クロロプレン、(27) クロロホルム、
- (28) クロロメタン(別名塩化メチル)、(29) 五酸化バナジウム、(30) 酢酸ビニル、(31) 三塩化ホウ素、
- (32) 酸化チタン、(33) 三ふっ化窒素、(34) 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)、
- (35) 1、2 ジクロロエタン、(36) 1、2 ジクロロプロパン、(37) オルト ジクロロベンゼン、
- (38) ジクロロメタン(別名塩化メチレン)、(39) ジブチルヒドロキシルエン、(40) ジメチルアミン、(41) シラン、
- (42) スチレン、(43) ダイオキシシン類、(44) テトラクロロエチレン、(45) テトラヒドロフラン、
- (46) 銅水溶性塩(錯塩を除く。)、(47) トリエチルアルミニウム、(48) 1、1、1 トリクロロエタン、
- (49) 1、1、2 トリクロロエタン、(50) トリクロロエチレン、(51) トルエン、(52) 鉛及びその化合物、
- (53) ニッケル、(54) ニッケル化合物、(55) パラ ニトロアニリン、(56) ビスマス及びその化合物、
- (57) ヒドラジン、(58) 1、3 ブタジエン、(59) フタル酸ビス(2 エチルヘキシル)、
- (60) ふっ化水素及びその水溶性塩、(61) ベリリウム及びその化合物、(62) ベンゼン、(63) ホルムアルデヒド、
- (64) マンガン及びその化合物、(65) **その他市長が必要と認める物質**

5 リーディングプロジェクト



6 見直しの必要性

第一種指定化学物質のうち、未規制等の物質や規制等対象物質などについては、現状の知見の範囲においては、環境負荷の低減のため、事業者に対し、管理状況等の報告を求める必要、または環境の保全上の支障の懸念がある状況までとは言えない。

また、特定化学物質等(65物質)は、未規制等の物質の一部、又は規制等対象物質の一部のみ等となっている。

一方、排出量の増加等により、将来的には、特定化学物質として、環境負荷の低減のため、管理状況等の報告を求めること等ができるよう、また、管理対象物質として、環境の保全上の支障の防止のため、自主管理目標の設定等が指導できるよう体制を整備しておくこと必要があると考えられる。

例) レベル1の中でも相対的にリスクが高い状態が長期に継続し、計画による自主的な取組促進の範囲では、改善が見込めないことが想定される場合等(評価対象物質の34物質のうち、22物質は特定化学物質等ではない。)

第一種指定化学物質と特定化学物質等について整合性を図ることが必要

6 見直しの必要性

具体的には、第一種指定化学物質は、有害性があり、かつ環境中に広く継続的に存在する物質であって、原則として、未規制等の物質としてリスク評価の対象*又は対象になる可能性があること及び規制等対象物質又は規制等対象物質になる可能性があることから、

特定化学物質等については、現行の物質から第一種指定化学物質へ変更するよう見直しを行うことが適当であると考えられる。

* 川崎市では水環境中の化学物質が生態系に及ぼす影響についても情報収集等を実施

6 見直しの必要性

特定化学物質等は、PRTRパイロット事業の対象物質(178物質(H9))等から選定(H12)されているが、選定の根拠としていた対象物質が、変更されているため、見直しを行うことが適当

時期	内容	物質数
H9(1997)～13(2001)年度	PRTRパイロット事業	<u>178物質</u> (H9)
H11(1999).7	化管法*施行 (H12(2000).3施行)	<u>354物質</u> (第一種指定化学物質)
H20(2010).11	化管法施行令改正 (H22(2012).4施行)	<u>462物質(現在)</u> (第一種指定化学物質)
R3(2021).10	化管法施行令改正 (R5(2023).4施行)	<u>515物質</u> (第一種指定化学物質)

* 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

7 見直しに向けた考え方

「特定化学物質」、「管理対象物質」とともに、第一種指定化学物質を選定する方向で見直しを行う。

前回の選定の考え方	今回の選定の考え方(案)
PRTRパイロット事業の対象物質(178物質)等から、市内における取扱量等を鑑み物質を選定(64物質)	第一種指定化学物質を対象

7 見直しに向けた考え方

理由 (P10)

選定の根拠としていたPRTR制度の対象物質が、変更されていること。

理由 (P8、9)

第一種指定化学物質は、原則として、 リスク評価の対象又は対象になる可能性 があること、 規制等対象物質又は対象になる可能性 があることを鑑み、将来的に、 特定化学物質として、 環境負荷の低減のため、 管理状況等の報告を求めること などができるよう、 また、 管理対象物質として、 環境の保全上の支障の防止のため、 自主管理目標の設定等が 指導できる よう する必要があるため。

「特定化学物質」、「管理対象物質」ともに、第一種指定化学物質を選定する方向で見直しを行う。

7 見直しに向けた考え方

条文上の規定について

第一種指定化学物質は、有害性に関する新たな知見等を踏まえて、継続的に見直される予定

特定化学物質等については、具体的な化学物質を規定しないことが適当

現行(改正前)

- (1) 亜鉛の水溶性化合物
- (2) アクリルアミド
- (3) アクリル酸
- ・
- ・
- ・
- ・
- (65)その他市長が必要と認める物質

改正後(イメージ)

- (1) 第一種指定化学物質
- (2) その他市長が必要と認める物質

イメージ図

8 スケジュール

- (1) 令和4年8月:見直しに向けた考え方について審議
- (2) 令和4年11月:答申
- (3) 令和5年1～2月:パブリックコメント
- (4) 令和5年2～4月:改正規則等の公布・施行